

# 利活用の進め方〔イメージ図〕

未 利 用 財 産

市有財産利活用検討委員会  
【個別方針の検討】

市が利用すると  
判断した場合。

市が利用しないと  
判断した場合。

【売 却】

対象とする財産の位置、面積等の詳細  
とともに売却することを公表し、買受希望者から「利用計画書」を提出していただき、売却を進めます。

【貸 付】

次の場合は貸付けすることを公表し、借受希望者から「利用計画書」を提出していただき、貸付けを進めます。

- ① 売却することを公表しても、買取り希望がない場合。
- ② 売却することを決定しても、課題の整理に一定期間を要する場合。
- ③ 将来的に利用計画があるものの、利用まで一定期間を要する場合。

- 再  
検  
証
1. 新たな行政目的で利用することを決定した場合は、新たな利活用策を公表します。
  2. 十分な利活用が図られていないものの、将来性を考慮して継続して保有すると決定した場合は、その理由を公表します。
  3. 将来的に利用計画があるものの、利用するまでに一定期間を要する場合は、事業に支障のない範囲で貸付けすることを公表します。

公共的な利用の優先について検討

【入札による売却】

買受希望者が複数の場合は、入札することを公表します。

【優先して売却】

提出された利用計画が公共的な利用目的である場合は、利用目的及び売却先を公表します。

公共的な利用の優先について検討

【入札による貸付】

借受希望者が複数の場合は、入札することを公表します。

【優先して貸付】

提出された利用計画が公共的な利用目的である場合は、利用目的及び貸付先を公表します。

※買受け及び借受け希望が無かった場合は再検証する。